

令和5年4月14日

高砂市病院事業管理者
院長 渡部 宜久

高砂市民病院物品管理業務委託プロポーザル実施要領

物品管理業務委託の事業者を公募型プロポーザル方式により決定しますので、参加を希望される方は、次の要領により申込書類等を提出してください。

1 件 名

物品管理業務委託

2 委託期間

令和5年10月1日から令和8年9月30日まで

3 履行場所

高砂市民病院

高砂市荒井町紙町33番1号

4 業務内容

仕様書等のとおり

5 参加要件

この公募型プロポーザル方式に参加することができる者は、次の全ての要件に該当する者とします。

- (1) 高砂市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (3) 高砂市病院事業契約規程(昭和63年高砂市病院事業管理規程第17号)において読み替えて準用する高砂市契約規則(平成7年高砂市規則第3号)第3条に規定する入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (4) 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年高砂市条例第5号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合は、この限りでない。

- (6) 高砂市の指名停止期間中でないこと。公告の日から受注予定者として決定を受けた日の前日までに指名停止を受けた場合は、参加資格を取り消すものとする。
- (7) この公告の7 (1) のアからキまでに掲げる書類が提出できること。
- (8) 仕様書等の内容を熟知し、十分に理解した上で参加できること。
- (9) 平成29年4月1日から令和5年3月31日までの間に、199床以上の病院におけるSPD業務(診療材料一括調達を含む。)を3年以上継続した実績を5箇所以上有すること。
- (10) 兵庫県内に物流センター等の物流拠点を有すること。
- (11) 高度管理医療機器等販売業許可書を有すること。

6 参加上の注意事項

地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、高砂市契約規則、高砂市病院事業契約規程及びその他指示事項(以下「関係法令等」という。)を確認の上、参加してください。

なお、高砂市契約規則その他市の条例、規則等は、高砂市ホームページで閲覧できます。

7 参加申込み

- (1) 参加を希望する者(以下「参加希望者」という。)は、次に掲げる書類(以下「申込書類等」という。)を指定期日までに高砂市民病院事務局総務課財務係まで原則郵送により提出してください。

ア プロポーザル参加申請書(1部/様式第1号・指定)

イ 会社案内・概要書(11部)

ウ 企画提案書(11部)(表紙1部/様式第2号・指定、その他はおおむね20ページ/任意様式とし、商号又は名称は未記載とすること。詳細は、仕様書、審査票等に基づくこと。)

エ 関連業務実績表(表紙1部/様式第3号・指定、その他11部/任意様式とし、商号又は名称は未記載とすること。また、この公告の5(9)に該当するものを、可能な限り多く記載すること。)

オ 同種業務の契約の実績が分かる契約書等(写し)(1部/5施設分。契約金額は削除可とし、この公告の5(9)に該当するものを提出すること。)

カ 見積書(1部/様式第4号・指定)

キ 診療材料費総額(12箇月分)の見積書(1部/任意様式)

※次に定める事項に留意の上、病院事業概要書5及び6に基づき作成すること。

(ア)受注予定者(当院から通知)は、診療材料費の内訳明細書を指定期日までに提出する。

(イ)診療材料費は、内訳明細書に基づき、価格交渉を実施した結果、物品単価契約を締結する。単価契約期間は、初回は令和5年10月1日から令和6年3月31日までとし、以後は年度ごととする。

(ウ)物品単価契約締結後に、価格に変動がある場合は、物品単価契約変更契約を締結する。

- (2) 申込書類等の提出期限は、令和5年5月12日(金)17時までとします。事故等により申込書類等が到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。

- (3) 提出した申込書類等は、引換え、書換え、撤回等を行うことができません。
- (4) 参加希望者は、仕様書等に関する質問の有無にかかわらず、必ず質問に対する回答を高砂市民病院ホームページで確認した後、申込書類等を提出してください。
- (5) 仕様書等及び指定様式等は、高砂市民病院ホームページからダウンロードしてください。

8 仕様書等に関する質問及び回答

- (1) 仕様書等に関して質問をしようとする者は、次の期間内に、メール又はファクシミリにより高砂市民病院総務課財務係へ仕様書等に関する質問書（様式第5号・指定）を提出してください。

令和5年4月14日（金）から同月20日（木）16時まで

メールアドレス：tact5510@city.takasago.lg.jp

FAX：079-442-5472

高砂市民病院総務課財務係 公募型プロポーザル方式契約担当者 宛

なお、提出後、電話による受信確認を高砂市民病院事務局総務課財務係まで行うこと。

- (2) 質問に対する回答

令和5年4月26日（水）13時から高砂市民病院ホームページで公表します。

回答は、この公告、仕様書その他関係資料の記載事項の追加又は修正とみなします。

9 選定方法

- (1) 書類選考の実施

申込書類等（一部を除く。）に基づき、物品管理業務委託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）による書類選考を実施します。

書類選考による結果は、令和5年5月18日（木）までに文書で発送します。

書類選考の結果、提案説明の実施をしていただく参加者には、当該文書の中で提案説明の時間帯を通知します。

- (2) 提案説明の実施

ア 日時 令和5年5月25日（木） 午後（予定）

イ 場所 高砂市民病院

高砂市荒井町紙町33番1号

ウ 方法 企画提案書の説明15分、質疑応答15分とします。

- (3) 受注予定者の決定

選定委員会の評価に基づき、評価の高い者を受注予定者として選定し、当該受注予定者と仕様の詳細等を協議して決定に至れば、受注者として選定します。当該受注予定者と決定に至らない場合は、決定に至る者が生じるまで、評価の高い者から順に協議を行います。

なお、評価の高い者とは、提出された申込書類等の内容（一部を除く。）、仕様書に掲げる業務内容の事項等に点数を配した物品管理業務受注者選定審査票により評価し、合計でより多くの点数を得た者としてします。

10 参加申込みの無効

次に該当する申込みは、無効とします。

- (1) この公告で指定する期間（時間）以外に高砂市民病院事務局総務課財務係に到着したものの
- (2) 申込書類等に不備があるもの

11 公募型プロポーザル方式の停止、中止及び取消し

緊急やむを得ない理由等により、公募型プロポーザル方式を実施することができないと認めるときは、公募型プロポーザル方式を停止し、中止し、又は取り消すことがあります。この場合において、公募型プロポーザル方式に要した費用を高砂市に請求することはできません。

12 公募型プロポーザル方式の結果及び契約について

受注者を決定したときは、直ちにその旨を当該者に通知するとともに、契約手続について説明を行います。通知を受けた者は、契約手続について担当職員の指示に従ってください。

13 異議の申立て

参加の申込みをした者（以下「参加者」という。）は、公募型プロポーザル方式の実施後、この公告及び関係法令等の公募型プロポーザル方式に係る条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

14 契約約款

高砂市が定めた業務委託契約約款とします。

15 契約保証金

見積書に記載の金額に消費税相当額を加算した額（以下「契約金額」という。）が500万円以上の場合、有（契約金額の10分の1以上とし、履行保証保険によるものとします。）期間は、契約締結日から令和8年9月30日までとします。

16 支払条件

完成払（翌月払）とします。

17 審査項目

物品管理業務受注者選定審査票のとおりとします。

18 その他留意事項

(1) 費用の負担

参加に関し必要な費用は、参加者の負担とします。

(2) 著作権

参加者が提出する書類の著作権は、参加者に帰属します。ただし、高砂市は、必要がある場合は、参加者の承諾を得て提出書類の内容を無償で使用できるものとします。また、

この公募型プロポーザル方式に係る情報公開請求があった場合は、提出書類を公開する場合があります。

(3) 提出書類の取扱い

提出された書類は、字句の誤り以外は変更できません。また、同一申込者が2以上の提案をすることはできません。

なお、提出された書類は、一切返却いたしません。

(4) 提案に関して使用する言語

日本語とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とします。

(5) 高砂市提示資料の取扱い

高砂市が提示する資料は、提案に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。

(6) 参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

ア 地方自治法施行令第167条の4に規定する入札参加の資格制限に該当した場合

イ 契約締結までに高砂市の指名停止を受けた場合

ウ 契約締結までに会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている場合又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている場合

エ 提出書類に虚偽の記載をした場合

オ 指定日時に提案説明がされなかった場合

カ 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合

<問合せ先>

高砂市民病院事務局総務課財務係（2階事務所）

所在地 : 〒 676-8585

高砂市荒井町紙町33番1号

電話番号 : 079-442-3981（内線5270）

FAX : 079-442-5472